

令和7年1月23日

横浜市立学校管理職組合 様

自由民主党横浜支部連合会

## 令和7年度教育予算編成に関わる要望書に関わる中間回答

### 1 教員欠員の問題についての要望

教育委員会事務局のみなさまのご尽力により、令和6年度のスタートを切ることができました。しかし、臨人・非常勤の未配置が散見され、年度途中での病気や産育休の欠員補充の問題がすべて解消されているわけではありません。

本年度も、4月1日付で「臨任・非常勤欠員調査」を実施いたしました。別紙にその結果を添えておりますのでご高覧ください。内容を抜粋いたしますと、臨任・非常勤の未配置が小学校で63校、中学校で12校、特別支援学校で1校となっています。その後、配置された学校もあるようですが、4月末時点でもまだ未配置の学校もあります。欠員を抱えたまま、他の教員の力を借りながら何とか授業を行っている学校も多く、中には、児童支援専任が担任を持ち、副校長が授業をしている学校もあります。

中学校では技術科や家庭科の教員が補充されないまま、免外申請（免許外申請）をして何とか授業を行っている学校も複数あります。このような状況が続くことは児童生徒たちにとって良いこととは思えません。ましてや教員の負担は計り知れないものがあります。ぜひ、欠員につきましても、速やかな臨任教員の補充をお願いいたします。

#### (回答)

現在、教員のなり手不足は全国的に深刻な課題であり、本市においても同様に、臨任非常勤としての人材確保が非常に困難な状態となっております。可能な限り迅速に欠員補充の臨任教員を配置できるよう引き続きホームページや採用試験、様々な広報を用いて積極的なPRを行いつつ、通常の登録会に加えて、休日登録会、オンライン登録会、教員養成大学等での出張登録会等の実施を継続し、人材確保に努めてまいります。

教職員人事課

### 2 慢性的な人手不足の問題についての要望

学校教職員の人手不足はすでに社会的な課題として取り上げられていますが、私たち学校管理職としても、座視できない喫緊の課題でもあります。この問題の解決には「教員定数法」の改善や実績のある臨時任用教員の積極的任用など採用方法の抜本的な見直しが必要と思われますので、ぜひ国や関係各機関へ強く働きかけていただきますようお願いいたします。学校現場では、個に応じた指導を丁寧に行っています。その効果として、いじめの早期発見や認知件数の増加、特別な支援を要する児童生徒の対応の増加が数値にも表れています。児童生徒数が減少しているから教員も減らすという動きもあるようですが、個に応じ

た丁寧な教育を継続していくためには、人が必要であるということをご理解ください。

また、教員のなり手が年々減少しており、特に小学校では厳しい状況が続いています。「教員はブラックだ」と言われて久しいですが、教職に対する魅力も強くアピールしていく必要があると思われます。そのためには、「働き方改革」をより強力に進めていただくとともに、「教職員の業務内容削減」をお願いいたします。さらに「給特法」の見直しを早期に実現し、様々な手当が支給されるよう関係各機関に働きかけていただきますようお願いいたします。

(回答)

本市では現在、学級編成の標準を段階的に「35人学級」へ引き下げる国の法律に基づき、小学校1学年から5学年で35人以下学級を実施しており、令和7年度までに小学校全学年で実施する予定です。本市独自の更なる教員の増員については、人材や財源の確保などの課題がありますので、今後も、国、県、他政令市等の同校や児童生徒・学校・地域の実情を踏まえながら、引き続き対応を検討してまいります。

教職員一人ひとりの心身の健康、学ぶ時間の確保、教員という職業の一層の魅力向上観点から、職員室業務アシスタントや部活動指導員等の配置による体制強化、プール清掃等の外部委託等による業務の適正化・精選等、様々な取り組みを総合的に推進しています。

また、今年度は、副校長マネジメント支援員の新規配置、全市統一の家庭と学校の連絡システムの導入、クラウドを活用した場所を選ばず仕事ができる環境構築への着手など、デジタルも活用した働き方改革を進めています。これらの取り組みを着実に推進するとともに、教員採用ホームページにおける働き方改革の取り組み状況の発信など、プロモーションも充実してまいります。

教職員労務課

### 3 法的な教育課題の増加についての要望

「学校管理職実態調査」では、保護者や地域からの対応に苦慮している学校管理職の実態が浮き彫りになりました。暴言や不当な要求、中には金銭や文書の強要まで経験している管理職がいます。もはや学校が対応できる一線を越えている事案も見受けられ、関係各機関との連携が必須の状況です。教育委員会事務局の皆様におかれましては、このような学校管理職の現状をご理解いただき、これまで以上にサポートをしていただけるようお願いいたします。また、学校が法的な判断を強いられるケースも増えており、ぜひスクールロイヤーの早期配置を実現していただきますようお願いいたします。

(回答)

教育委員会事務局では、学校での法的根拠に基づいた適切な対応への支援の一つとして、弁護士への法律相談を実施しております。今後も事業効果を検証した上で、学校が弁護士に相談できる機会のさらなる充実を検討してまいります。

北部学校教育事務所指導主事室・高校教育課・特別支援教育課

#### 4 定年の引上げに関わる課題についての要望

令和5年度より定年が段階的に引上げられることになり、60歳を超えて学校管理職を続けるためには、毎年選考を受ける必要があります。令和5年度に行われた特例再任用選考では、合格者の数が例年以上に絞り込まれたと認識しております。65歳定年完全実施に向けて、60歳役職定年制を定着していきたいという方針の現れだと思いますが、私たちには情報が明確に伝わっておりません。

また、特例再任用管理職や暫定再任用管理職は、業務内容や責任が60歳までとほぼ同じなので、その職責に見合った給与や待遇の改善をお願いいたします。

(回答)

令和5年度より始まった定年引き上げに伴い、60歳以上かつ定年前の学校管理職については、特例任用選考を行い、次年度も引き続き管理職として勤務いただく方を選考により決定しております。役職定年が基本であることや、組織としての新陳代謝が一定程度必要である一方で、経験豊富な管理職が引き続き必要である状況を踏まえながら、限られた全体の管理職必要数をもとに、総合的に判断し、選考・配置してまいります。60歳超職員給与水準については、国家公務員の定年引き上げに合わせて同様の措置を講じていることをご理解ください。今後も、国や他の政令市の動向を踏まえ必要に応じて検討してまいります。

(参考資料1：直近3年間の特例任用管理職選考実績)

令和5年度 選考を受けた人70人、合格者52人

令和4年度 選考を受けた人53人、合格者44人

令和3年度 選考を受けた人56人、合格者44人

(参考資料2：直近3年間の特例任用・暫定再任用管理職数)

令和6年度 181人

令和5年度 168人

令和4年度 150人

教職員人事課・教職員労務課

#### 5 副校長の業務内容精選についての要望

副校長は児童生徒対応・教職員対応・施設設備の管理・教育課程の管理・保護者対応・地域対応・会計処理等の業務が多岐に渡ります。「副校長は学校運営の要」と言われる所以です。実態調査によると、副校長がもっとも負担に感じているのは会計処理です。前渡金・PTA・学年費・給食費・部活動費等の一部または全部をほとんどの副校長が行っています。そもそも学校の教員は現金を扱わない方針だったはずですが現実にはそうなっていません。かつて、事務職と副校長の職務分担例が示されましたが、あくまでも「例」でしたので、ぜひ「職務分担」を明確に示していただきたいと思っております。

また、副校長が対応に苦慮している業務に「調査回答・資料作成」があります。教育委員

会事務局や各関係機関からの通知は、最初に副校長が処理して担当者に振り分けていくことが多いのですが、その量の多さは尋常ではありません。時期にもよりますが、同じ調査が各機関から寄せられたり、提出期間が短かったり、とても苦勞しています。ぜひ、学校に調査依頼をかける際は、同じような調査にならないよう、関係各機関で情報を共有していただきたいと思います。

(回答)

平成21年度に「標準職務分担表」として分担を例示しておりますが、学校で行う業務については、学校毎で分担を決めており、その分担内容は学校毎に異なるため、明確化することは困難です。また、調査・依頼の総数については、局内で連携を図りながら、整理統合・精選しており、令和4年度と5年度の件数を比較すると減少しています。引き続き、各課室の通知・調査・依頼の件数や発出時期、その内容等を可視化するとともに、回答方法の簡素化を促していきます。また、学校現場の負担が更に軽減されるよう、全校種の副校長に実施したアンケート調査の結果に基づき、教育委員会事務局が一体となって通知・調査・依頼の削減を進めてまいります。

教職員人事課・教育政策推進課

#### 6 学校管理職にも特別勤務手当を該当させる件についての要望

コロナ禍がある程度収まり、地域行事や学校行事・部活動が以前の状態に戻りつつあります。「学校管理職実態調査」では、ほぼすべての学校管理職が週休日に地域の行事や部活動の応援に参加しています。実に喜ばしいことではありますが、週休日の出勤に対して振替がほとんど取得できていません。教員と同じように「特別勤務手当」を該当させていただくことをお願いしたいと思います。

(回答)

教職員の特殊勤務手当については、勤務時間外や休日に行う部活動、学校行事等における児童・生徒の引率や指導業務が対象です。また、振替が取得しやすくなるよう、部活動指導等の業務については、振替期間を8週間後の日から、20週間後の日まで延長しています。振替を行った場合は特殊勤務手当の支給対象外となります。

学校管理職の今後の諸手当の充実については、他の政令市等の動向を踏まえ検討するとともに、休日出勤の振替についても取得しやすい環境となるよう、引き続き取り組んでまいります。

教職員労務課

#### 7 管理職手当についての要望

学校管理職の待遇については「管理職加算」という形で処置していただいておりますので、一定水準の水準を維持していることに深い感謝を申し上げます。しかし、「管理職手当」としての額は県内で最も低い額であり、厳しさを増す学校経営環境を鑑みれば、改善していた

だきたい部分でもあります。学校管理職が負う職責は、すべての児童生徒及び教職員、保護者・地域と多岐に及びます。ぜひ、職責に見合う「管理職手当」の増額をお願いしたいと思います。

(回答)

学校管理職の処遇は管理職手当のみならず、地域手当や期末・勤勉手当などを総合的に制度設計しており、近隣自治体と比較しても一定の給与水準を確保しています。

今後の諸手当の充実につきましては、国や他の政令市の動向を踏まえ検討してまいります。

教職員労務課